寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 発行所 京 都 府

> 政策法務課 電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(05) 441-3155

国 次

規則

○京都府保健所長に権限を委任する規則の

ページ

一部を改正する規則

(健康対策課) 441

告 示

○京都府保健所長に権限を委任する規則附

則第2項に規定する知事が指定する事務

を定める告示の廃止

(医療課)

○救急病院である旨の告示 ○公共測量の終了

(医療課) / (用地課) 442

○道路の区域変更

(丹後土木事務所)

公 告

○専修学校の廃止認可

(文教課)

○令和5年度クリーニング師試験の実施(生活衛生課)

○令和5年度ふぐ処理師試験の実施 (生活衛生課) 443

○土地改良区役員の就退任届

(中丹広域振興局) 444

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧

(南丹広域振興局)

○都市計画法に基づく工事完了

(建築指導課) 445

教育委員会

○給食調理業務委託契約に係る競争入札の参加資格 の審査等に関する要綱の一部を改正する告示

公安委員会

○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

446

雄 報

○令和5年度行政書士試験の実施

447

規則

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第28号

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改 正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則(昭和55年京都 府規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

京都府告示第353号

京都府保健所長に権限を委任する規則附則第2項に規定する知事が指定する事務を定める告示(令和4年京都府告示第53号)は、廃止する。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生 省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

+060+

令和5年7月4日

京都府告示第354号

京都府知事 西 脇 隆 俊

名	称	所	在	地	認年	5 月 E	Ē	認定	三期 限
医療法むかい	人健幸会 じま病院	京都市位5	犬見区向	島四ツ谷池	令 5.	7.	1	令 8.	6. 30

+060+-

京都府告示第355号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和4年京都府告示第459号)が令和5年3月24日終了した旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域 相楽郡精華町大字祝園地内

京都府告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

+040+

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年7月4日から令和5年7月18日まで縦覧に供する。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 田井大垣自転車道線
- 3 道路の区域

X	間	変形 別	敷地の	(幅員	延	長
宮津市字漁師1698 宮津市字漁師1696		前	最小最大	3. 4 3. 5		m 12. 5
宮津市字漁師1698 宮津市字漁師1690 地先まで		後	最小最大	4. 0 7. 8	Å	45. 5

4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建 設交通部道路管理課

公 告

学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条第1項の 規定により、次のとおり専修学校の廃止を令和5年6月 30日認可した。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名	称	位	置	設置者	廃 止 年月日
京都桂門学校	看護専	京都市西京日 46の14	区山田平尾町	社会福祉法人 京都社会事業 財団	令 5. 6. 30

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条の 規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとお り実施する。

+010+

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時

令和5年10月15日(日)午前10時30分から午後5時まで

(2) 場所

京都リサーチパーク西地区 4 号館 京都市下京区中堂寺粟田町93

- 2 試験科目
- (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識 (三肢択一、10題)
 - イ 公衆衛生に関する知識 (三肢択一、10題)
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識 (三肢択一、10題)
- (2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能(布地の鑑別及び洗濯物(カッターシャツ)の仕上げ技術)

- 3 受験資格
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者
- 4 受験手続
- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書

- ウ 受験資格を有することを証する書類
- エ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- 才 受験手数料

7,140円 (所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。)

(2) 受付期間

令和5年8月21日(月)から令和5年9月1日(金) まで

受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで 及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所及び提出方法

京都府文化生活部生活衛生課、京都府保健所又は 京都府広域振興局内の総合案内・相談コーナー(田 辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津 総合庁舎内のものに限る。)に持参すること。

5 合格発表

令和5年11月16日(木)午前9時に京都府ホームページ、京都府庁、京都府総合庁舎(舞鶴総合庁舎を除く。) 及び京都府中丹東保健所に合格者の受験番号を掲示する。

- 6 その他
- (1) 受験願書等は、4の(3)の受付場所及び京都府クリーニング生活衛生同業組合において、令和5年8月7日(月)から配布する(日曜日、土曜日及び祝日を除く。配布時間は、午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後5時(9月1日については午後4時30分)まで。ただし、京都府クリーニング生活衛生同業組合においては日曜日、土曜日、祝日並びに8月14日、15日及び16日を除く日の午前9時から午後4時まで)。
- (2) 試験についての問合せは、京都府文化生活部生活 衛生課(電話(075)414-4761)又は京都府保健所 に行うこと。

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例(昭和51年京都府条例第44号)第8条第1項の規定により、令和5年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日時

ア 学科試験 令和5年10月22日(日) 午後1時30分から午後2時30分まで

- イ 鑑別試験及び実技試験 令和5年10月29日(日) 午前9時から午後5時まで
- (2) 場所

京都調理師専門学校

(京都市右京区太秦安井西沢町4番5)

2 試験科目

次の各科目について試験を行う。

(1) 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識 イ ふぐに関する一般知識

(2) 鑑別試験

ふぐの種類鑑別

(3) 実技試験 ふぐの処理に関する実技

- 3 受験手続
- (1) 提出書類等

ア 受験願書

- イ 写真(受験願書提出前6箇月以内に脱帽して上 半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル、 横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記 載したもの)
- ウ 受験手数料

6,630円 (所定の額の京都府納付済証を受験願 書に貼付すること。)

なお、鑑別・実技試験に使用するふぐの費用 は、別途、受験者の実費負担とする。

(2) 受付期間

令和5年9月4日(月)から令和5年9月8日(金) まで

受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで 及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所及び提出方法

京都府文化生活部生活衛生課、京都府保健所又は 京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾 部総合庁舎若しくは宮津総合庁舎内の総合案内・相 談センターに持参すること。

4 合格発表

令和5年11月30日(木)午前9時から京都府庁、京都府保健所並びに京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎に合格者の受験番号を掲示する。

- 5 その他
 - (1) 受験願書等は、3の(3)の受付場所において、令和5年8月1日(火)から令和5年9月8日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時(令和5年9月8日(金)にあっては、午後4時30分)まで配布する。
 - (2) 試験についての問合せは、京都府文化生活部生活 衛生課(電話(075)414-4759)又は京都府保健所 に行うこと。



舞鶴市加佐土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良 法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住	所	氏	i		名				
舞鶴市字西方寺432・43	舞鶴市字西方寺432・433合併								
〃 字丸太306		大	田	源-	一郎				
〃 字桑飼上341		嵯	峨	隆	幸				
〃 字志高43		野	間	久					
〃 字大俣201		梅	田	源	_				
〃 字桑飼上1022の 2	2	橋	垣	博	志				
〃 字喜多155の4		小	嶋	豊	司				
〃 字久田美2004		水		市	郎				
" " 511		眞	下	和	之				
〃 字下東1047		佐	織	尚	史				
〃 字三日市1099		奥	野	忠	平				

(2) 監事

住	所	氏	i		名
舞鶴市字西方寺503		奥	野	重	雄
〃 字地頭148の1		森	下	晴	美
〃 字久田美1524		真	下	隆	全
〃 字上東58		岸	田	_	弥

2 退任役員

(1) 理事

住	所	氏	名
舞鶴市字西方寺432・433合作	并	谷口	重 則

舞鶴市字桑飼上1066	谷	П		猛
〃 字丸田1200の 2	千	坂		守
〃 字志高43	野	間	久	_
〃 字地頭1397の3	岩	田	満	治
〃 字桑飼上341	嵯	峨	隆	幸
〃 字喜多155の 4	小	嶋	豊	司
〃 字久田美345	野	田	治百	5生
" " 1285	村	上	敏	正
// 字和江211	加	藤	德	雄
〃 字八田75	植和	田田		進

(2) 監事

	住	所	氏			名
舞鶴市	万字久田美1485	真	下	卓	也	
"	字地頭1045		内	海		武
"	字公文名116の1		神	内	克	己
"	字下東658		村	上	清	則

京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

+060+-

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見 地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出 することができる。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地

宇部採石工業株式会社

代表取締役 西川 政宏

亀岡市東別院町栢原タカラ山33番28

- 2 林地開発行為の目的
 - 土石の採掘 (採石)
- 3 林地開発行為をしようとする区域

亀岡市東別院町栢原タカラ山33番10ほか(次の図の とおり)

- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積 44.5ヘクタール
- 5 期間
 - (1) 林地開発行為を行う期間 令和5年12月8日から令和8年12月7日まで
 - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

昭和51年4月24日から令和20年12月7日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがあ る範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための 措置
周辺道路の汚れ	運搬車両の出入口から100m以内の区域(府 道茨木亀岡線)(次の 図のとおり)	
交通量の増加	,	日曜日は操業しない。 児童及び生徒の登校 時である午前7時40分から午前8時30分まで の間は、運行を中止する。 出入口にカーブミラーを設置し、車両の 安全を確保する。
濁水の発生	亀岡市東別院町栢原 地内の一部に存する範 囲(次の図のとおり)	
河川水量の増加	"	場内に降った雨は、 全量カットの防災池に 集水し、晴天時に河川 に影響を与えない水量 で徐々に排水する。 また、定期的にしゅ んせつを行い、必要な 容量を確保する。
粉じん又は騒音 の発生	林地開発行為に係る 区域から100m以内の 範囲(次の図のとおり)	

- 8 縦覧場所
- (1) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 亀岡市荒塚町1丁目4の1
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- (3) 宇部採石工業株式会社 亀岡市東別院町栢原タカラ山33番28
- 9 縦覧期間

令和5年7月4日(火)から令和5年8月3日(木)まで

- 10 意見書の提出期間及び提出先
 - (1) 提出期間

令和5年7月4日(火)から令和5年8月17日(木) まで

(2) 提出先

〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所に おいて縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に 関する工事が次のとおり完了した。

令和5年7月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市岩田高木47、49、51、52、52の1、53、53の1から53の3まで、54、54の1から54の3まで、55、55の1の一部、55の2、56の1から56の4まで、57・58の1合併、58・57の1合併、59の一部、61の一部、63の5の一部

(関連区域)

八幡市岩田高木47の2の一部、49の1の一部、51の 1の一部、52の2の一部、52の3の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

姫路市相野86の6

関西陸運株式会社

弥富市鎌島一丁目5の10

カンリクEXPRESS中京株式会社

教育委員会

京都府教育委員会教育長告示第8号

給食調理業務委託契約に係る競争入札の参加資格の審

査等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定 める。

令和5年7月4日

京都府教育委員会 教育長 前 川 明 範

給食調理業務委託契約に係る競争入札の参加資格 の審査等に関する要綱の一部を改正する告示 給食調理業務委託契約に係る競争入札の参加資格の審 査等に関する要綱(平成17年京都府教育委員会教育長告 示第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「(別記第2号様式)」を削る。 別記第2号様式を次のように改める。 第2号様式 削除

附則

この告示は、令和5年7月7日から施行する。

公安委員会

京都府公安委員会告示第110号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年7月4日

京都府公安委員会 委員長 森 田 雅 之

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運	転	免	許	0)	種	類		審	査	σ)	種	類		
大	型	自	動	車	免	許	技能検定員署	審 査(大		型)	教習	指導	享員審査	(大	型)
中	型	自	動	車	免	許	技能検定員	審 査(中		型)	教習	指導	享員審査	(申	型)
準	中	型自	動	車	免	許	技能検定員署	審 査(準	中	型)	教習	指導	享員審査	(準 中	型)
普	通	自	動	車	免	許	技能検定員	審 査(普		通)	教習	指導	享員審査	(普	通)
大	型 华	寺 殊	自真	動車	免	許	技能検定員署	審 査(大		特)	教習	指導	享員審査	(大	特)
大	型	自 動	_ =	論 車	免	許	技能検定員	審 査(大	自	二)	教習	指導	享員審査	(大 自	二)
普	通	自 動		輪 車	免	許	技能検定員署	審 査(普	自	二)	教習	指導	草員審査	(普 自	二)
章引 車で もの	同項の	(法第85 の重被幸	5条第 到車	3項の	幸引自 を引自	動いる	技能検定員	審査(幸		引)	教習	指導	算員審査	tt.k (牽	뤗()
大	型自	動車	重 第	二種	色 免	許	技能検定員署	審 査(大 ฐ	世二	種)	教習	指導	算員審査	(大型	二種)
中	型自	動車	重 第	二種	魚 免	許	技能検定員	審 査(中 ฐ	世二	種)	教習	指導	享員審査	(中型	二種)
普	通自	動車	三 第	二種	魚 免	許	技能検定員署	審 査(普 通	直二	種)	教習	指導	享員審査	(普通	二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 0) 内容	審 査 の 期 日	審査の場所
技能検定員審査に係る審査項 目のうち技能検定に関する知 識 教習指導員審査に係る審査項	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者	令和5年8月21日(月)、令 和5年8月22日(火)、令和 5年8月23日(水)、令和5 年8月24日(木)及び令和5 年8月25日(金)	京都市伏見区羽東師古川町647 番地 京都府警察自動車運転免許試 験場
目のうち教習に関する知識	については、それぞれの規定 に定めるところにより、審査		
技能検定員審査に係る審査項 目のうち技能検定に関する技 能	細目についての審査を免除する。		
教習指導員審査に係る審査項 目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月4日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

- (3) 申請に必要な書類等
 - ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書
 - イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の日前6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚
 - ウ 運転免許証 (受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)
 - エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面 (規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)
- (4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

- (1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)において配布する。
- (2) 審査当日は、運転免許証及び筆記用具を持参すること。
- (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係(電話075-631-5181(代表)内線 452)に行うこと。

雑 報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により、令和5年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和5年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター 理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日

令和5年11月12日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所 立命館大学衣笠キャンパス 京都市北区等持院北町56-1

- 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要 な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般 的な法理論、行政手続法、行 政不服審査法、行政事件訴訟 法、国家賠償法及び地方自治 法を中心とする。)、民法、商 法及び基礎法学の中からそれ ぞれ出題し、法令について は、令和5年4月1日現在施 行されている法令に関して出 題します。
行政書士の業務に関連する 一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信 ・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な 法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務 に関連する一般知識等」は択一式とします。
 - * 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法
- (1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

イ 配布場所

京都府府民総合案内・相談センター、京都府各 広域振興局(総務防災課及び地域総務防災課)、 京都府各府税事務所、京都府自動車税管理事務所 及び京都府行政書士会

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求

ア 配布期間

令和5年7月3日(月)から令和5年8月18日 (金)まで(必着)

なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の 請求は、令和5年8月18日(金)まで受け付けます。

イ 配布方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

ウ 受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

- 5 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日 (金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。令和5年8月25日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印の ある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付が あるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年 8月22日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、令和5年8月22日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp/)にアクセスし、御確認ください。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料は、クレジットカード (申込者本人名義のものに限ります。) 又はコンビニエンスストアで払い込んでください。
- (イ) 利用することができるクレジットカード VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners
- (ウ) 利用することができるコンビニエンスストアセブンーイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を 御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担 となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台 風等により、試験を実施しないこととした場合等以 外は返還しません。

(4) 連絡先 (問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所 在 地 東京都千代田区一番町25番地 全国町 村議員会館3階 電話番号 (03) 3263-7700

- 6 合理的な配慮の実施
- (1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、 補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して 必要な配慮を希望される方には、障害等の状況によ り希望される配慮を行うことがあります。

なお、申出の時期や配慮の内容等によっては希望 に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な配慮を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターに御相談ください。

※ 必要な配慮の手続については、試験案内を御覧ください。

- 7 合格発表の日時及び方法
- (1) 日時

令和6年1月31日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板 及び京都府庁正門の掲示板に合格者の受験番号を公 示(掲示)します。

なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

月額購読料 2,930円 449